

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
掛川市	土方地区	令和3年3月18日	—

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	350ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	181ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	82ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	22ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	31ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

本地區は、小笠山山系を中心とした山間地帯で、水稻、茶を主体とした複合経営が行われている。茶園は造成等により整備された農地も存在する一方、急傾斜地も点在し荒廃が進んでいる農地も見受けられる。水田は南部は大井川用水事業等によって整備されているが、北部は集団性の乏しい農地となってる。中心経営体でない農家も多く高齢化が進んでいる。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1) 水田利用は中心経営体ではない農業者も多く耕作している。今後は、中心的経営体への集約を目指ところであるが、高齢化のため、より踏み込んだ話し合いが必要とされている。
(2) 土方地区的茶は2経営体を中心に集約化を進めるが、土地所有者と耕作者が個々で貸し借りする場合が多く、耕作者の把握が難しい。今後は、中間管理事業や利用権設定の活用し状況の把握に努め、中心経営体への集約化を進める。
(3) 施設園芸は離農した施設を、中心経営体や新規就農者が利用できるよう取り組む。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		温室メロン	13 a	温室メロン	13 a	
認農		水稻、茶	1535 a	水稻、茶	1535 a	
認農		花卉	1500 a	花卉	1450 a	
認農法		茶	3394 a	茶	3500 a	
認農法		茶	1050 a	茶	1100 a	
認農法		水稻	900 a	水稻	1500 a	
認農		水稻	440 a	水稻	400 a	
認農		畜産	a	畜産	a	
認農		水稻	600 a	水稻	600 a	
認就		露地	25 a	水稻	85 a	
計		10 人	9457 a		10183 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1)農地中間管理機構の活用方針

土方地区の水稻は基盤強化促進法による利用権設定されていることが多いため、更新時には中間管理機構を活用していく。その他の農地も同様に将来の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(2)基盤整備への取組方針

水稻において基盤整備が未実施の北部のエリアは、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討していく。

(3)新規・特産化作物の導入方針

水稻では、一部で独自のブランド化に取り組んでいる。基幹作物である茶は、6次産業化に取り組む。

(4)鳥獣被害防止対策の取組方針

地元対策協議会と猟友会員により連携を図り、箱わな設置箇所の餌やりや見回りを定期的に行い、捕獲強化に取り組む。また、地区により新たに箱わなを購入し、必要に応じて猟友会員に罠を貸し出し、罠設置箇所の増加による捕獲率の向上を目指す。

(5)災害対策への取組方針

台風等の災害及びそれに伴う停電等に対応するため、園芸施設の強靭化や無停電電源装置の設置などに取り組む。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。